

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲を豊根村とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)

7月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

愛知東農業協同組合から提供された情報及び本協議会の現地確認により確認する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

複数の場合は重複して助成するものとする。

(6) その他の共通事項

作付面積及び規模要件は、実測、土地登記簿等の公的資料との照合等。
作業受託の場合は受託契約書の写し等により確認する。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位:円)

			活用額				
			産地づくり 交付金	産地づくり 特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手 集積加算 事業
都道府県 協議会 からの 配分額				稲作構造 改革促進 事業分	担い手 集積加算 事業分		
産地づくり交付金			2,767,000	2,767,000			
稲作 構造 改革 促進 交付金	前年度 の産地 づくり 特別加 算事業 分	稲作構 造改革 促進事 業分	0		0		
		担い手 集積加 算事業 分	0		0		
	基本部分		0		0	0	0
	担い手集積加算		0		0	0	0
	計		2,767,000	2,767,000	0	0	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位: ha、円、円 / 10a)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
111	転作作物作付助成 (産地づくり助成)	13.00	1,300,000	0	0		1,300,000	10,000	3月下旬		
A11	転作作物の作付に助成 【推進作物助成】 (担い手集積加算)	6	780,000	0	0		780,000	13,000	3月下旬		
3E3	その他 【獣害対策助成】	-	360,000	0	0		360,000		3月下旬		
7D3	協議会運営費	-	327,000	0	0		327,000		3月下旬		
	米価下落等の補てん (基本部分)					0	0	0			
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0			
	計	13.00	2,767,000	0	0	0	2,767,000				
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	(前年度分)					0	0			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成【推進作物助成】(一般助成)
使途の分類(記号番号)	111
具体的内容 [支出の項目]	村が転作作物として推進している作物の作付をしている者に対し、作付面積に応じて助成する。
効果	<p>推進作物の作付面積及び生産量が増加し、産地化が推進され地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付の目標達成に資する。</p> <p>水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <p>豊根村に住所を有し、生産調整計画書の提出者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)以下「農業者等」という。)。但し、全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、または集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <p>国が定める助成水田において権原に基づいて対象作物を作付している者、または助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けており、かつ本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者との間であらかじめ合意が整っている場合に限り実際の耕作者とする。</p> <p>対象作物の収穫年度に水稲の作付け(生産数量目標の外数として扱われているもののうちほ場が特定されているものを除く。)を行わない者。</p> <p>対象作物 ソバ、ブルーベリー、トマト、ミニトマト、野菜 (別紙記載のとおり)で通常の栽培を行うもの。 ただし、ブルーベリーについては平成16年度以前の植栽は対象外。 規模要件 1a以上。</p>
確認方法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り 確認日:8月1日頃 水稲作付、ソバ、トマト、ミニトマト、ブルーベリー、野菜 10月1日頃 野菜</p> <p>作付面積の確認方法 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ブルーベリーが16年度以前に植栽されていない事は過去の水田台帳にて確認する。</p>
助成水準[積算根拠] (助成額の算定方法)	ソバ トマト、ミニトマト、ブルーベリー、野菜 10,000円/10a
単価調整の方法	<p>単価調整</p> <p>【当初計画より実績が増加した場合】 推進作物助成(一般助成)を最優先の対策とし、計画よりも実績が上回った場合は、他の使途(推進作物助成(担い手集約加算)、獣害対策助成、協議会運営費)の種類からの流用を認めるものとする。</p> <p>【当初計画より実績が減少した場合】 他の使途の種類間の流用を認めるものとする。</p>

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成【推進作物助成】(担い手集約加算)
使途の分類(記号番号)	A11
具体的内容 [支出の項目]	土地利用集積を行って、村が転作作物として推進している作物の作付をしている担い手者に対し、作付面積に応じて助成する。
効果	<p>推進作物の作付面積及び生産量が増加し、産地化が推進され地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付の目標達成に資する。</p> <p>水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 一般助成の交付対象者であり、かつ豊根村水田農業ビジョンに規定する担い手であること。</p> <p>対象作物 ソバ、ブルーベリー、トマト、ミニトマト、野菜(別紙記載のとおり)で通常の栽培を行うもの。</p> <p>ただし、ブルーベリーについては平成16年度以前の植栽は対象外。</p> <p>規模要件 4a 以上。</p>
確認方法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り 確認日:8月1日頃 ソバ、ブルーベリー、トマト、ミニトマト、野菜 10月1日頃 野菜</p> <p>作付面積の確認方法 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 営農計画書、若しくは受託契約書等により、担い手への集約事実を確認する。 担い手である事の確認 豊根村水田農業ビジョン ブルーベリーが16年度以前に植栽されていない事は過去の水田台帳にて確認する。</p>
助成水準[積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>担い手集約加算</p> <p>13,000 円 / 10a</p>
単価調整の方法	<p>単価調整</p> <p>【当初計画より実績が増加した場合】 推進作物助成(担い手集約加算)を優先の対策とし、計画よりも実績が上回った場合は、他の使途(獣害対策助成、協議会運営費)の種類からの流用を認めるものとする。</p> <p>【当初計画より実績が減少した場合】 他の使途の種類間の流用を認めるものとする。</p>

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	その他【獣害対策助成】
使途の分類(記号番号)	3E3
具体的内容 [支出の項目]	水田を活用した作物の栽培を推進し、産地づくりを図る基盤を整備するため、獣害対策を講じた場合に農業者に対し助成を行う。
効果	<p>獣害対策をする事により推進作物の生産量の減少に歯止めを掛け、地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付の目標達成に資する。</p> <p>獣害対策をする事により、農業者の耕作意欲の低下を防ぎ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができる。また水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <p>豊根村に住所を有し、生産調整計画書の提出者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。))以下「農業者等」という。)。ただし、全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <p>国が定める助成水田において権原に基づいて対象作物の獣害対策を講じた者。対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産数量目標の外数として扱われているもののうちほ場が特定されているものを除く。)が行われていないこと。</p> <p>○助成対象の獣害対策</p> <p>推進作物助成の対象となる水田に、新規に電柵若しくはネットを設置した場合に助成する。ただし、1か所あたりの電柵若しくはネットの設置費用が50万円未満のものに限る。ただし、ブルーベリーについては平成16年度以前の植栽は対象外。</p> <p>対象作物:ソバ、ブルーベリー、トマト、ミニトマト、野菜(別紙記載のとおり)で通常の栽培を行うもの。</p> <p>規模要件:上記の作物が栽培されており、対策面積が1a以上であること。</p>
確認方法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り 確認日:8月1日頃 ソバ、ブルーベリー、トマト、ミニトマト、野菜 10月1日頃 野菜</p> <p>作付面積の確認方法:実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>電柵・ネット設置の確認方法: 現地見回り(確認日:8月1日頃、10月1日頃) 支払書類の確認(費用が50万円未満の確認)</p> <p>ブルーベリーが16年度以前に植栽されていない事は過去の水田台帳にて確認する。</p>
助成水準[積算根拠] (助成額の算定方法)	設置費用の75%(助成限度額 電気柵 60,000円 ネット 30,000円)
単価調整の方法	<p>単価調整</p> <p>【当初計画より実績が増加した場合】 当該対策について計画よりも実績が上回った場合は、協議会運営費からの流用を認めるものとする。</p> <p>【当初計画より実績が減少した場合】 他の使途の種類間の流用を認めるものとする。</p>

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類(記号番号)	7D3
具体的内容 [支出の項目]	水田農業ビジョンに基づいて実施されているか等の協議を行うための協議会費、農業者等の営農計画書どおりの作付及び適正な栽培管理が実施されているかどうか現地確認を実施するために必要な経費。協議会の文書等の通知、口座開設のための必要な経費。 協議会が自ら獣害対策の講習会を開催するにあたり実施に要する経費。
効果	適正な助成金の交付、管理、運営が図られる。 獣害対策の講習会を開催する事により、被害を受けにくい水田環境整備の仕方、正しい防除の仕方等を生産者に習得してもらう事ができる。それにより、有効な対策を講じる事ができ、作物の収穫量増加につながる。
助成要件 [支出の対象]	旅費： 研修会、会議等への出席にかかるもの 事務等経費： コピー代等の消耗品費、水田情報システム 協議会が実施した講習会の経費に対し支払いを行なう。 旅費 講師旅費 事務経費 消耗品 参考図書等、講習会資料作成 通信運搬費 郵送代
確認方法	旅費： 旅行命令簿、復命書等 事務等経費： 納品物品、納品書、請求書、領収書等 旅費： 出張依頼簿、講師派遣依頼簿、開催通知、講義内容の分かるもの、出席者名簿、領収書等 消耗品： 納品物品、納品書、請求書、領収書等 通信運搬費 納入物品、請求書等
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	旅費： 名古屋市 3 回、岡崎市 3 回 50,000 円 事務等経費 消耗品費 コピー代 10 円×5,000 枚 50,000 円 水田情報システム 50,000 円 事務用品 100,000 円 旅費 講師 1 名 10,000 円 消耗品費 参考図書 2,000 円×25 冊 = 50,000 円 資料作成 9,000 円 通信運搬費 郵送代 100 人×80 円 = 8,000 円
単価調整の方法	予算に過不足が生じた場合は予算の範囲内で流用ができるものとする。 当初計画より実績が減少した場合は、次年度に繰り越して活用する。 当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体からの助成による。

豊根村水田農業推進協議会において、交付申請額の合計が、水田農業構造改革交付金の交付額を上回る場合は、協議会運営費を差し引いて交付額以内になるよう、助成単価を下記のとおりに按分調整する。

単価調整の計算式（按分率が 1 未満に限る）

調整後の助成単価 = 助成交付額 × 按分率

按分率 = (平成 19 年度 交付額) - 運営費) / 総助成交付額

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額 の算出方法)	
単価調整 の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額の 算出方法)	
単価調整 の方法	

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額(円)	備考
2 地域振興作物の振興に関する用途	ソバ	6ha	12,000円/10a	720,000円	
	合計	6ha	12,000円/10a	720,000円	

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	2 地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	ソバ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付を行わない水田において、助成要件に適合する取り組みを行う農業者に対し助成する。
効果	<p>豊根村地域水田農業ビジョンに推進作物として位置付けられており、ソバの生産・販売を振興することにより、農業者等の経営改善に資することができる。また、作付面積及び生産量が増加し、産地化が推進され地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付の目標達成に資する。</p> <p>水稻と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <p>豊根村に住所を有し、生産調整計画書の提出者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。))以下「農業者等」という。)</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <p>国が定める助成水田において権原に基づいて対象作物を作付している者、または助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けており、かつ本事業の助成金を受け取ることに付いて、権原を有する農業者との間であらかじめ合意が整っている場合に限り実際の耕作者とする。</p> <p>当該年度に水稻作付け(米の数量調整実施要綱第6の2に定めるところにより生産数量目標の外数として扱われるものを除く)を行わない水田1枚を単位としてソバが作付けされていること。</p> <p>その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田1枚を単位とし、作付けされていること。 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち1回を助成対象とする。
確認方法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り(確認日:10月1日頃)</p> <p>作付面積の確認方法 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p>
助成水準(助成額の算定方法)	ソバ 12,000円/10a
単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。

	助成単価 = 12,000 円 × 40,000 千円 / 「地域振興作物の振興に関する用途」、「大幅な超過達成に関する用途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する用途」の申請額の合計
--	--

別紙

きゅうり・トマト・なす・ピーマン・かぼちゃ・いちご・すいか・メロン・キャベツ・はくさい・はくさい・ほうれんそう・たまねぎ・長ねぎ・ワケギ・葉ねぎ・レタス・だいこん・にんじん・さといも・しょうが・えだまめ・青さやいんげん・未成熟とうもろこし・スイートコーン・ばれいしょ・かんしょ・アスパラガス・きのこ類・しろうり・とうがらし・オクラ・セルリー・カリフラワー・ブロッコリー・こもちかんらん・つけな類・しゅんぎく・みつば・せり・パセリー・ふき・しそ・にら・らっきょう・みょうが・にんにく・ナバナ・食用きく・かぶ・ごぼう・やまいも・青さやえんどう・未成熟そらまめ・こまつな・サニーレタス・カブラナ・まくわうり・くわい・たばこ・こんにゃく・チンゲンサイ・タアサイ・ミズナ・コウタイサイ・シシトウ・ズッキーニ・トウガン・ニガウリ・プチヴェール・モロヘイヤ

上記以外の野菜で、少量多品目の栽培促進、直売所等の販売品目の拡大充実等に有効であると、豊根村水田農業推進協議会長が判断した野菜。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
83	83	
合 計	83	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
83	83	